

札幌企第 2835 号
令和 3 年(2021 年) 2 月 15 日

札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

北海道の新型コロナウイルス感染症感染防止に係る 「集中対策期間」に伴う市内事業者の皆さまへのお願いについて

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

道内における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、北海道は令和 2 年 11 月 7 日から令和 3 年 2 月 15 日まで、3 か月以上にわたり、「集中対策期間」として、道民や道内事業者に対して感染拡大防止に関する協力要請を行っているところです。

しかしながら、特に市内における感染状況については、個人活動や家庭、学校や企業等、さまざまな場所や場面で一定程度発生が続いており、「下げ止まり」となっています。

今後、就職・転勤等に伴う人の移動や会食機会の増加による感染症の再拡大に備えるために、感染状況をもう一段階抑え込むことが必要なことから、このたび、北海道が集中対策期間を延長し、市内全域の飲食店等への営業時間の短縮等の協力を要請いたしました。

札幌市においても、引き続き、感染防止策に集中的に取り組むことが不可欠な状況となっておりますので、各事業者の皆さまにおかれましては、下記の事項について十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 市内全域における飲食店等の営業時間等の短縮協力要請

これまで北海道がすすきの地区を中心に営業時間等の短縮等を要請していましたが、すすきの地区以外における個人活動や家庭、学校や企業等、さまざまな場所や場面で一定程度発生が続いている状況です。

このことから、このたび、北海道は、札幌市内全域の飲食店・カラオケ店・料理店等に対し、営業時間の短縮及び「業種別ガイドライン」と「新北海道スタイル」に基づく対策の徹底について要請いたしました（要請期間：令和 3 年 2 月 16 日から同月 28 日）。

対象となる事業者の皆さまにおかれましては、別紙「事業者の皆さまへのお願い」をご参照の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

2 年度末・年度初めの人事異動や入社・退社に関する協力要請

年度末・年度初めに向けて、就職・転勤等に伴う人の移動や会食機会の増加が見込まれますが、感染収束に向けて、あいさつ回りや歓送迎会の自粛、転勤時期の分散についてご協力をお願いいたします。別紙「転勤・入社に関する札

幌市からのお願い」もご参照ください。

3 飲食店のご利用にあたっての留意事項

飲食店のご利用における感染防止の主な留意事項は以下のとおりです。飲食店の事業者におかれましては、店内で呼びかけていただくとともに、飲食店をご利用される方々におかれましては、感染防止の取組についてご協力いただきますようお願いいたします。

【主な留意事項】

- ・ 手洗いを行い、手指の消毒を行う。お店による感染防止対策に協力する。
- ・ 箸やコップの使い回しは控える。
- ・ 飲食の際だけマスクを外し、会話の際はマスクを着用する。

なお、飲食店と札幌市からのお願いとして、店内等に掲載できるポスターを市内飲食店の事業者の皆さまに後日配布予定です。

4 事業者の皆さまへのお願い

事業者の皆さまにおかれましては、以下(1)～(6)について取り組んでいただくとともに、従業員の皆さまへの周知の徹底をお願いいたします。

(1) 外出の自粛要請

緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来、札幌市内で感染リスクを回避できない場合における不要不急の外出や市外との不要不急の往来については、控えるようお願いいたします。

また、発熱や咳があるなど体調が悪い場合は外出をお控えいただきますようお願いいたします。

(2) 従業員に対する感染防止対策の周知の徹底

職場に関連したクラスター発生や重症化リスクの高い方等への感染を防止するために、従業員の皆さまに対し、以下ア～コについて、特に周知いただきますようお願いいたします。

ア 22時から翌日5時まで、市内の飲食店等の利用を控えること。

イ 同居していない方との飲食については、自宅を含め、人数や時間に関わらず、できる限り控えること。

ウ 飲食店等を利用する際には、飲食時は会話を控えること

エ 外出等により人との接触する際は、マスクの着用、換気の徹底、大声での会話の回避、距離をあけて対面はさける等の感染対策を行うこと。

オ ローテーション勤務やテレワークの活用による在宅勤務や時差出勤をより一層徹底すること（札幌市のテレワーク導入支援事業については、別紙「いまこそテレワーク！専門家に無料で相談しませんか？」をご参照ください）。

カ 従業員の健康状態（体温、咳の症状や味覚・嗅覚の異常等）を記録する等、体調管理を徹底するとともに、体調が悪い従業員は出勤を控えること。

キ 感染リスクが高まる行為は極力控えること。

ク 高齢者や基礎疾患を有する方等と接する場合は慎重な行動をとること。

ケ 北海道スタイルに基づく感染防止対策が徹底されていない施設の利用を自粛すること。

コ 休憩や食事場所等、職場での感染リスクが高い場所の再点検をすること。

(3) 北海道スタイルの再確認と徹底

北海道が掲げる北海道スタイル（従業員による「新しい生活様式」、事業者における「7つのポイントプラス1」の取組）を再確認のうえ、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、北海道スタイルの詳細については、以下の北海道のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>)

(4) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守

店舗や事業者等の再開に当たっては、札幌市が策定しました感染拡大予防ガイドラインの遵守をお願いいたします。各ガイドラインについては、以下の札幌市のホームページをご参考ください。

(URL : https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/kansenyobou_gaidorain.html)

なお、策定にあたって参考とした感染拡大予防ガイドラインは、内閣官房のホームページ (URL : <https://corona.go.jp/>) に一覧がございます。

(5) 北海道コロナ通知システムや接触確認アプリ (COCOA) の徹底した活用

「北海道コロナ通知システム」(北海道) や、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省) の活用を徹底してください。

【北海道コロナ通知システム (北海道ホームページ)】

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsystem.htm>)

【新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省ホームページ)】

(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

(6) 従業員を休業させた場合の雇用調整助成金等の活用

従業員の一時的な休業等を行う場合は、「雇用調整助成金」の活用をお願いいたします。また、従業員が「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を活用する場合のご協力についてもお願いいたします。

なお、詳細については、以下の国 (厚生労働省) のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

【雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)】

(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】

(URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>)

5 参考

(1) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する情報 (北海道)

警戒ステージや集中対策期間等の詳細については、以下の北海道のホームページをご確認ください。

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>)

(2) 職場における感染症予防の注意事項等 (札幌市)

以下の札幌市のホームページにおいて、職場での注意事項をまとめておりますのでご確認ください。

(URL : http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/poster_office_covid-19.pdf)

また、従業員の皆さまが、体調不良を訴えた場合や陽性者の濃厚接触者となった場合の対応について、フロー図を記載しておりますのでご確認ください。(URL : http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/flowchart_office_covid-19.pdf)

(3) 北海道の感染拡大防止に向けた要請内容の概要(市内における要請内容)

	令和3年1月14日付け要請(前回)	令和3年2月13日付け要請(今回)
対策期間	令和3年1月16日(土) ～令和3年2月15日(月)	【地域を限定した要請】 <u>令和3年2月16日(火)</u> <u>～令和3年2月28日(日)</u> 【全道域への要請】 国内で緊急事態宣言が発令されている間
市民・滞在している方	<ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出及び市外との不要不急の往来の自粛 ・市内の接待を伴う飲食店の22時から翌5時までの利用自粛 ・すすきの地区における飲食店等の22時から翌5時までの利用自粛 ・緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来の自粛 ・同居していない方との飲食は、自宅を含め、人数や時間にかかわらずできる限り自粛 ・体調が悪い場合の外出自粛 ・新北海道スタイルの実践を宣言している店舗等の利用 ・国の接触確認アプリや道のコロナ通知システムの徹底した活用 	【地域を限定した要請】 <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出及び市外との不要不急の往来の自粛 ・営業時間短縮等の要請に呼応した行動変容(市内全域の飲食店等の22時から翌5時までの利用自粛) 【全道域への要請】 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来の自粛 ・同居していない方との飲食は、自宅を含め、人数や時間にかかわらずできる限り自粛 ・体調が悪い場合の外出自粛 ・新北海道スタイルの実践を宣言している店舗等の利用 ・国の接触確認アプリや道のコロナ通知システムの徹底した活用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の接待を伴う飲食店に対する営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後10時まで) ・すすきの地区における飲食店等の営業時間等の短縮(営業時間は午前5時から午後10時まで) ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルなど、店舗における感染防止対策の再確認と徹底 ・テレワークや時差出勤などのより一層の徹底 ・休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検 	【地域を限定した要請】 <ul style="list-style-type: none"> ・市内全域の飲食店等に対する営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後10時まで) 【全道域への要請】 <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルなど、店舗における感染防止対策の再確認と徹底 ・テレワークや時差出勤などのより一層の徹底 ・休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検

■令和3年2月16日～2月28日までの「市内全域の飲食店等」における営業時間短縮要請及び支援金に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル Tel011-211-2566 又は 011-211-2372

<受付時間> 平日 8:45～17:15 (土日祝除く)

■令和3年1月16日～2月15日までの「すすきの地区等」における協力要請に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル Tel0570-200-105

<受付時間> 平日 8:45～17:15 (土日祝除く)

■職場における感染症予防の注意事項等に関する問い合わせ

札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 Tel011-632-4567

■事業者向け経営相談、融資、感染症予防、市税の納税猶予等の相談

事業者向けワンストップ相談窓口 Tel011-231-0568

<受付時間>

平日 9:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日、年末年始の休業日を除く)

※最終受付 16:30

■当通知文に関する問い合わせ先

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 高田、片岡 Tel011-211-2352